



令和7年9月16日

埼玉地方最低賃金審議会
会長 福田 素生 殿

埼玉地方最低賃金審議会
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品
製造業最低賃金専門部会
部会長 野崎 正

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月8日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された
埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定について、
慎重に調査審議を重ね、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	鈴木	奈穂美
	野崎	正
	結城	剛志

労働者代表委員	新井	博
	江郷	俊太
	根岸	朋宏

使用者代表委員	加藤	和男
	黒澤	伸介
	徳田	彰男

(五十音順)

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金

1 適用する地域

埼玉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）１８歳未満又は６５歳以上の者

（２）雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

１時間１，１７７円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和７年１２月１日